

告 示

埼玉県告示第九百三十一号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕

第十五条中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同号イ(1)中「二万二千円」を「二万二千百円」に改め、同号イ(2)中「一万七千百円」を「一万七千七百円」に改め、同号イ(3)中「一万七八百円」を「一万八千四百円」に改め、同号イ(4)中「一万七千百円」を「一万八千百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千五百円」を「一万五千三百円」に改め、同号イ(6)中「診療放射線技師及び臨床検査技師」を「栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士及び言語聴覚士」に、「一万五千八百円」を「一万六千六百円」に改め、同号イ(7)中「臨床工学技士及び歯科衛生士」を「歯科衛生士及び歯科技工士」に、「一万五千百円」を「一万六千百円」に改め、同号イ(8)中「一万五千八百円」を「一万六千四百円」に改め、同号イ(12)中「三万四百円」を「三万千八百円」に改め、同号イ(12)を同号イ(13)とし、同号イ(11)中「二万九千八百円」を「三万千六百円」に改め、同号イ(11)を同号イ(12)とし、同号イ(10)中「三万八千七百円」を「三万円」に改め、同号イ(10)を同号イ(11)とし、同号イ(9)中「土木技術者」を「社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者」に、「一万五千四百円」を「一万六千百円」に改め、同号イ(9)を同号イ(10)とし、同号イ(8)の次に次のように加える。

(9) 保育士

一万五千円以内

第十四条第一号ロ及びハ中「12」を「13」に改め、同条第二号中「第四条第五号から第十号」を「第四条第六号から第十一号」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第二条から第十四条までに

定めるところにより行うこととする。

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十三条とする。

第十二条中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第十号」に、「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第十号」に、「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第九号」に、「第八条」を「第九条」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第四条第一項第六号」を「第四条第一項第七号」に、「第七条」を「第八条」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（福祉サービスの提供）

第七条 法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、内閣府告示第七条に規定する基準の例により行うこととする。